宮崎地裁判決の問題点＆控訴理由

憲法訴訟における裁判所の責任を考える

弁護士　松田　幸子

原判決の問題点

①徹底して憲法判断を避けた

②原告らが訴える権利・利益（平和的生存権・憲法改正決定権）は
　国家賠償法上保護されないとした

③新安保法制後５年が経過しても原告らの権利利益侵害の恐れなしとした

④立憲主義への無理解（憲法改正決定権の判断に端的に現れている）

⑤他の裁判所と似たコピペ判決　それだけではない危険な判決

控訴理由書のあらまし

原判決問題点①

憲法判断を徹底的に避けている

問題点①に対して

唯一裁判所だけが憲法破壊の新安保法制と政治部門（立法、行政）の暴走を止められる権限と義務がある。

解釈改憲の放置は、司法の自殺行為

立憲主義破壊への加担（とても政治的）

原判決問題点②

原告らの訴えた権利・利益は
国家賠償法上の権利・利益にあたらない？
（平和的生存権、　憲法改正決定権）

問題点②－１（平和的生存権は具体的権利でない？）

(原判決)

・憲法前文の「平和」は崇高な理想と目的,たとえ「平和のうちに生きる権利」と明示していても個人の具体的権利ではない。

・「平和」は抽象的､その内容や実現手段も人によって様々な考えがあるから平和的生存権の、意味を確定できない。

・憲法９条（戦争放棄､戦力・交戦権もたず）は国に対する縛り､個人に権利を認めるものではない

・憲法１３条（個人の尊厳、生命・自由・幸福追求権）からも読み取れない

問題点②－１（平和的生存権否定）に対して

・日本国憲法は政府に再び戦争させないために誕生。前文は憲法全体の根本原理で憲法９条・１３条の解釈指針。国の９条違反行為に抵抗する個人の権利を認めないのは憲法の意思ではない。

・世界で生成中の権利（国連総会１９８４年１１月「人民の平和への権利宣言」２０１６年１２月１９日「平和への権利宣言」→条約化にむけて努力中）

・個別的自衛権を認め集団的自衛権を否定した政府S４７年解釈もH26.７．１閣議決定さえも「平和的生存権」を根拠にする。

・長沼事件札幌地裁判決（福島判決）自衛隊イラク派兵名古屋高裁判決（青山判決）、同岡山地裁判決（近下判決）など認める判決

問題点②－１（平和的生存権否定）に対して（続）

・「平和」はあくまでも日本国憲法が認める平和、「憲法９条違反行為を国にさせない権利」の意味内容は、「憲法９条が国に認めない行為」が何かを確定させれば自ずと確定できる。

・自由も平等も多かれ少なかれ抽象的、具体的場面でその意味内容が確定できる。平和も同じ。「表現の自由が抽象的だから、認めない」とは言わないはず。

原判決問題点②－２（憲法改正決定権を認めると抽象的違憲審査を認めることになる？）

（原判決）

・国務大臣および国会議員を含む公務員は，憲法尊重擁護義務を負い，憲法違反の閣議決定や立法は，この義務に抵触する。

・（法令は多かれ少なかれ解釈の余地があり）一定の時点で確立していた解釈であっても,社会情勢等の変化を受けて変容していくこともあり得るところであり,憲法もその例外ではない。

・「本来は憲法改正を要する内閣の憲法解釈を変更させない権利」（≒憲法改正決定権）を認めると、内閣・国会の行為が自らの憲法解釈と異なると考える者が自らの具体的な権利利益の有無に関係なく国家賠償請求訴訟等を提起し,その憲法適合性を問うことを許す（抽象的違憲審査）につながり許されない。

原判決問題点②－２（憲法改正決定権否定）に対して

・法令と憲法を同列に見る誤り

ー憲法改正でさえ根本原理は変えられないと言うのが通説

ましてや憲法解釈の変更には限度がある。

・内閣・国会がどのように憲法解釈を変更しても司法審査が及ばないと言っているのに等しい。立憲主義（憲法は政治権力を縛るもの、政治権力を檻の中に入れておくべき檻、檻の番人が裁判所）を理解しないもの。

原判決問題点②－２（憲法改正決定権否定）に対して（続き）

・「自分の憲法解釈と違う政府・国会の行為を問題として自己の利益と無関係に違憲判断を求める国賠訴訟」は却下すればいいだけ。本件はそういう訴訟ではない（憲法解釈を激変させる解釈改憲であり、それによって自分の権利・利益が脅かされているから提訴）。原審も却下していない。

どうしても憲法判断を回避したいための屁理屈・言葉遊び

司法の自殺行為　全国の諸判決に比べても深刻で危険な判決

原判決問題点③

新安保法制後５年を経ても具体的権利利益侵害もそのおそれもない
（平和的生存権・人格権の侵害を否定）

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定—権利利益侵害の否定）

（原判決）

「自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし，国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められないし，そのような具体的な危険が生じたものとも認められない。」

「存立危機事態を政府が認定し国民に対処方針が示されたこともない」

「新田原基地の周辺の住民である原告らの供述等その他の本件全証拠によっても，本件各行為により，新田原基地が武力攻撃やテロリズムの対象になったともその具体的な危険が客観的に生じたとも認められない」

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その１）

そもそも,「自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれ」「国民が武力攻撃やテロ対象」「存立危機事態の認定」がなければ権利利益侵害が認められないという判断の誤り

→戦争が起こってから,戦争直前になってからでないと国民は被害を裁判所に訴えることができない？？？

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その２）

武力行使は必ず誰かの人権を傷つける,起こってからでは遅い,火種のうちに消さなければ間に合わない,９条の「防火壁」を守らなければならない（青井意見書,　原審海保意見陳述）

→前倒しの保護・救済が必要

　戦争巻き込まれの恐怖・不安、戦争を憎み平和を守る生き方否定による憤り、悲しみ、戦争体験呼び覚ましのトラウマ、専門家・職業上特有の懊悩と焦燥、動員される恐怖・不安、戦争加担者とされる罪悪感・屈辱感、将来世代への不安・罪悪感

杞憂や被害妄想でない限り十分保護に値するはず。

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その３）

明らかな事実誤認１

◎日本が武力攻撃対象になったことはある

２０１７・３～４　　海上自衛隊は米空母カール・ビンソンとの共同訓練

５　　海自護衛艦「いずも」と「さざなみ」がカールビンソンへの補給艦リチャード・E・バードを武器等防護

５月２日付け北朝鮮「労働新聞」：「朝鮮半島で核戦争が起こる場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ」、「日本が米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている」、「日本が真っ先に（核の）放射能の雲で覆われる」（２０１７年５月３日付け読売新聞）

防衛省：「日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の主な例(平和安全法制成立（２０１５年９月１９日）以降①②)日本を攻撃対象とする北朝鮮の主張

日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の主な例①
（平和安全法制成立（2015. 9. 19）以降）

2017年9月19日
防衛省

年月日	北朝鮮の主張
2017.3.7 労働新聞	（3月6日のスカッドERの4発発射に関して）訓練には、有事に**日本駐屯米帝侵略軍基地（複数）**を打撃する任務を担当している朝鮮人民軍戦略軍火星砲兵部隊が参加した。
2017.5.2 労働新聞	決心さえすれば瞬く間に**日本**はもとより、ハワイ、米国本土までも直撃、破壊する能力を持っている。朝鮮半島で核戦争が起きた場合、米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地となっている**日本**が一番先に放射能の雲で覆われるであろう。日本当局者らは、朝鮮半島でひとたび戦争が起きれば最も大きな被害を受けるのはまさしく**日本**だということをはっきりと知り、分別を持って行動すべきである。
2017.5.20 朝鮮中央通信	日本は主人である米国に追従して反共和国制裁策動に狂奔したことにより、**自らがわが方の打撃圏内にさらに深く入り込む結果**を招いた。 今日、**米本土と太平洋作戦地帯がわが方の打撃圏内**に入っており、殲滅的報復打撃のあらゆる強力な手段がわが方の手中にあるという現実は、罪多い日本が極度の被害妄想に苦しむようにさせている。
2017.5.29 外務省報道官談話	今までは**日本の領土にある米国の侵略的軍事対象**だけがわれわれの戦略軍の照準鏡内に入っていたが、日本が現実を直視できず、あくまで米国に追従してわれわれに敵対的に出てくるなら、**われわれの標的は変わるしかない**。
2017.6.8 朝鮮平和擁護全国民族委員会スポークスマン声明	今のように日本がわが方の拳の近くで不届きに振る舞っているなら、ひとたび有事となった際には、**米国よりも先に日本列島が丸ごと焦土化**されかねないということを知るべきである

日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の主な例②
（平和安全法制成立（2015.9.19）以降）

年月日	北朝鮮の主張
2017.8.8 朝鮮中央通信	わが方は既に、**日本列島ごときは決心さえすれば一瞬で焦土化してしまうことのできる能力**を備えて久しい。 はっきり言えば、わが方は最初から日本反動らごときは計算にも入れていない。 わが方の自衛的核武力の高度化措置は、世紀をまたぐ米帝の対朝鮮敵視政策と核戦争威嚇策動を根源的に終息させるための戦略的選択である。
2017.8.15 朝鮮中央通信	敬愛する最高領導者同志の大きな信頼を授かった朝鮮人民軍戦略軍将兵らは、金正恩同志が命令さえ下せば無敵の各発射台に神聖な赤い党旗と最高司令官旗を翻し、**南朝鮮と日本、太平洋作戦地帯と米国本土の打撃対象物を殲滅的な超強力打撃で焦土化**し、反米対決戦の最後の勝利をもたらすという燃えるような決意を固めた。
2017.9.4 統一新報	現在、米軍基地がきめこまかく配置されている**日本列島は、朝鮮の火星砲の射程圏内**に入っている。 ８月29日に世界を揺るがした「火星１２」型の雷鳴―それが日本に投げ掛けた警告とは何か。 日本が米国の対朝鮮侵略戦争の遂行に本格的に乗り出して無謀な狂気を振りまくなら、**日本という島国が丸ごと海に沈むこともあり得る**という無言の宣言だとも言うべきであろう。
2017.9.7 朝鮮アジア太平洋平和委員会報道官声明 （朝鮮中央通信）	日本は自分の境遇をはっきりと認識すべきであり、これ以上米国の手足となって醜く振舞いまくってはならない。**日本は、恐ろしい打撃力と命中効果を持つ多種多様な原爆と水爆、ロケット（ミサイル）を保有した世界的な軍事強国である北朝鮮が最も近くにあるということを肝に銘じるべき**である。
2017.9.13 朝鮮アジア太平洋平和委員会報道官声明 （朝鮮中央通信）	日本列島上空を飛び越えるわれわれの大陸間弾道ロケット（ICBM）を見てもいまだに正気を取り戻せずにあくどく振る舞う日本の奴らを厳しく懲らしめるべきだ。**取るに足らない日本列島の4つの島を主体の核爆弾で海の中にぶち込むべきだ**。日本はもはや、われわれの近くに置いておく存在ではない。

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定（権利利益侵害の否定）に対して（その４）

明らかな事実誤認２

◎日本人がテロリズムの対象になったこともある。

・２０１５（平成２７）・１０・３バングラデッシュ北西部ロングプール県での日本人銃殺事件

・２０１６（平成２８）７・１バングラデッシュの首都ダッカ（グルシャン地区）レストラン「ホーリー・アーティザン・ベーカリー」が襲撃され日本人７名を殺害した事件

（いずれもISILがその機関誌で日本人を非難し，標的にしたことを公表）

明らかな事実誤認２

◎日本人がテロリズムの対象になったこともある。（続）

警察庁：「治安の回顧と展望（平成２８年版）」（２０１７（平成２９）年発表）で「我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる」

（テロは新安保法制がその原因やきっかけになっている被害）

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その５）

明らかな事実誤認３

◎自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれそうになったこともある（南スーダン日　報問題・今井証言）　＊帰還後の隊員の自殺・傷病死があるとも言われている

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その６）

新安保法制は日本をどのような状態にしたのか。

①自衛隊が米国の安全保障政策を実施する手段として，米軍と一体となって動員されることが当然に予定（相互依存,完全な一体化へ＋違法な戦争への加担と犠牲を負うリスクの現実化）

②北東アジア地域において，日本及び日本国民が武力紛争に関与する事態

（台湾危機）

③日本及び日本国民がイスラム教過激派によるテロリズムの標的となった事態（前出）

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その７）

日本国憲法成立以後これまでの日本の安全保障政策は，米の関与で，

憲法９条による武力によらない平和主義が次第に溶解させられてきた歴史

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その８）

（歴史１）集団的自衛権行使が許されないとの政府憲法解釈確立まで

旧安保条約下「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」（１９５４（昭和２９）・６・２参議院本会議）

新安保条約下「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず，実力をもって阻止することが正当化される地位＝他国に加えられた武力攻撃の阻止をその内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されない」（１９７２（昭和４７）１０・１４）

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その９）

（歴史２）日米防衛指針協力のための指針の締結から２０００年代前半まで

１９７８（昭和５３）・１１「日米防衛協力のための指針」（「旧指針」）米軍との共同行動、日本の領域外への自衛隊の派遣の限定的容認

１９９２（平成４）年６月「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（ＰＫＯ協力法）米国の軍事行動に対する協力を前向きに検討

（歴史２）日米防衛指針協力のための指針の締結から２０００年代前半まで（続）

１９９７（平成９）９・２３「日米防衛協力のための指針」改訂

「極東における事態」→「日本周辺地域における事態」（周辺事態）」へ

日米の防衛協力の地理的範囲を曖昧化＋後方支援活動可

２００１（平成１３）１１・２日「テロ対策特別措置法」

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その１０）

（歴史３）　２０００年代後半以後，集団的自衛権行使が容認されるまで

・アーミテージ報告第１次～第３次

アジア太平洋地域への兵力の展開に重点を置いた米軍の再編、中国の「アクセス阻止・エリア拒否」戦略への対抗のため，日本他同盟諸国に対し軍事的な協力を要求

２０１３（平成２５）年１０月３日，「日米安全保障協議委員会共同発表」日本の集団的自衛権行使が可能となるよう法整備をしていくことを確認（米軍自衛隊一体化目指す）

（歴史３）　２０００年代後半以後，集団的自衛権行使が容認されるまで（続）

・アーミテージ「第４次報告」「米国のインド太平洋軍の任務増加が大きな負担」「西太平洋における日米共同統合任務部隊の創設」「有事に向けた事前の対応計画（共同有事計画）の策定」集団的自衛権行使を日本政府が容認したことを前提として，米国の側から自衛隊と米軍のますますの一体化

→２０１４・７・１集団的自衛権容認閣議決定→２０１５・４・２７ガイドライン改訂

→２０１５・９・１９新安保法制へ

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定―権利利益侵害の否定）に対して（その１１）

新安保法制は日本をどのような状態にしたのか。

①自衛隊が米国の安全保障政策を実施する手段として，米軍と一体となって動員されることが当然に予定（相互運用から相互依存・完全な一体化へ＋違法な戦争への加担と犠牲を負うリスクの現実化）

＋新田原基地の米軍利用

宮崎県周辺での日米・日米仏共同訓練　Ｆ３５Ｂステルス戦闘機配備

防衛省

F35B新田原配備「最適」

2市3町、県へ方針説明

防衛省は15日、新富町・航空自衛隊新田原基地に最新鋭ステルス戦闘機F35Bの戦闘機部隊を配備する方針であることを、基地周辺の2市3町と県へ正式に説明した。同省九州防衛局の伊藤哲也局長は「新田原への配備が最適との判断に至った」と受け入れに理解を求めた。戦闘機部隊の配備に伴い、同基地周辺の飛行回数は相当程度増える見通しで、同町などは騒音や安全面の対策を示すよう求めた。今後、5市町や県は国からの対策の提示を待って、受け入れの是非を検討する見通し。（2、23面に関連記事）

同日は伊藤局長のほか、同省地方協力局の鍋田克己西日本協力課長らが周辺5市町と県を順次訪問した。最初に訪れた新富町役場では小嶋崇嗣町長らが対応。冒頭以外は非公開で、同基地に1個飛行隊約20機を配備する方針のほか、「自衛隊施設を整備予定の馬毛島（鹿児島県西之表市）で、模擬艦艇発着艦訓練が円滑に実施可能」などと理由が説明された。

小嶋町長は会議終了後、「国防上必要な配備計画だということは認識したが、まずは騒音対策や安心安全への取り組みなどをしっかり示してほしい」と求めたことを明らかにした。同町は今後、具体的にどの程度騒音回数が増えるかなど疑問点をまとめ、質問状という形で近日中に同省へ送付する予定。同省からの住民への説明は「区長会を開くなどして対応したい」とした。

県庁では河野知事や県議会の中野一則議長らに説明。知事は面会後、F35B配備に伴って生じる新たな課題を整理しつつ、周辺市町でつくる基地周辺協議会と連携して対応していく方針を明らかにした。

同基地では緊急時などを除いて垂直着陸は行わず、普段は通常離陸を計画しているとされるが、戦闘機部隊が一つ増えることで基地周辺で騒音の発生回数が増えるのは必至だ。県庁で取材に応じた伊藤局長は騒音対策について、「新機種配備で飛行回数が増えるので、しっかり再検討しないといけない」と述べ、防音工事の対象の見直しに取り組む可能性も示唆した。

F35Bを巡っては、国が同基地に2024年度に6機、25年度に2機と順次配備する計画が本紙報道で明らかになっていた。

（久保真一朗、林慎次）

★「プレみや」にも掲載

対策見極め対応

【河野知事の話】防衛省から受けた説明では、まだ不明な点、確認すべき点があると受け止めた。現時点で（F35Bの配備に）賛成、反対ということを判断できる状況ではなく、まずは説明を受けたというところ。安全性や騒音の問題など、今後必要な対策がどのようなものか見極めながら、対応を図ってきたい。

新田原基地へのF35B配備方針について説明するため、新富町役場を訪れた九州防衛局の伊藤哲也局長（写真手前右）ら＝15日午前（林慎次撮影）

日日新聞　第3種郵便物認可　2021.7.16(金)

F35B新田原配備方針説明

「騒音悪化し攻撃対象」

「抑止力やむを得ない」

周辺住民反応さまざま

住民の負担は確実に増す―。最新鋭ステルス戦闘機F35Bを新富町の航空自衛隊新田原基地に配備する方針が示された15日、同町や周辺住民の間には、騒音悪化や有事の際に攻撃対象となる可能性が高まることへの懸念が広がった。一方、中国が海洋進出を推し進める中で「（安全保障上）やむを得ない」と冷静な受け止めも。住民はさまざまな思いを抱えながらも一様に「安全への十分な配慮」を強く求めている。（1、2面に関連記事）

国がF35Bの配備先として「最適」と判断した新田原基地。現在はF15戦闘機が配備されている＝15日午前、新富町新田（清水正樹撮影）

「F15よりも騒音が大きいと聞くF35Bの配備は絶対に認められない」。新田原基地騒音訴訟原告団の共同代表を務める岩元勝也さん(78)＝新富町新田＝は、爆音は違法と判断された6月の宮崎地裁判決を引き合いに、こう語気を強めた。

「武力行使や戦争へのきっかけにもなりかねず、他国からの攻撃対象となる可能性も高まるのではないか」との不安を募らせる。

西都市の男性(74)は「配備される戦闘機の数が増えれば、それだけ事故の危険は増す」と強調。1986年9月、同基地の自衛隊機が近隣地区の県道に墜落し、住民を含む3人が死傷した。「絶対と言い切れる安全はない。最善の努力で事故を防いでほしい」と力を込める。

新富町区長会の櫻井盛生会長(78)は「国際情勢を考えると、抑止力を維持するためにはやむを得ない」と理解を示す。それでも、「騒音拡大など町民の負担増は避けられない」と言い切る。町内では、93年の騒音区域の告示後に建てられた住宅のほとんどが防音工事の対象外。15日に同町などを訪れた九州防衛局の伊藤哲也局長は対象見直しなどに取り組む可能性も示唆したが、櫻井会長は「防音工事はもちろん、福祉向上など新たな補償を設けるべき」と訴える。

飲食店関係者の受け止めはさまざま。高鍋町の飲食店経営の男性(44)は「自衛隊関係者にも利用してもらっている」と配備による人員増を歓迎。一方で、同町の別の飲食店経営者は「昔と違って隊員が高鍋の街に出ることは少なくなった」と地域経済への恩恵は限定的とみている。

騒音、安全対策具体化を

5市町首長 詳細説明要求

新富町・航空自衛隊新田原基地へのF35Bの配備方針について、防衛省から15日に説明を受けた周辺5市町の首長らはより詳細な説明や騒音、安全対策の具体化を求める声が上がった。

地元・新富町の小嶋崇嗣町長は今後の配備受け入れの判断について、「国からしっかりとした騒音対策や安全面の対策が示されてからの議論になる」と強調。「騒音区域の告示後に建てられ、防音工事の対象外となっている住宅が町内に約2千軒ある」として、現状の対策にも課題が残っているとの認識を示した。

宮崎市の戸敷正市長は「国防上重要ということは理解している。最終的に約20機配備という方針だったが、発着回数がどの程度増えるかも分からない。想定する発着回数なども説明を求め、市民の安全につなげたい」との考えを示した。

安全対策を強く求めるのは西都市の橋田和実市長。過去の墜落事故を同省側に伝えたといい、「十分に住民の安全を担保するよう求める」と力を込めた。

木城町の半渡英俊町長は「中国の脅威を考えると、抑止力として配備は大事」、高鍋町の黒木敏之町長も「国防のため必要な機種」と理解を示す一方、関係自治体への情報提供が遅れていることについて、両町長は「適切に地元に情報を提供してほしい」と求めた。

原判決問題点③新安保法制による客観的具体的危険性を否定（権利利益侵害の否定）に対して（その１２）

新安保法制は日本をどのような状態にしたのか。

②北東アジア地域において，日本及び日本国民が武力紛争に関与する事態

（米中競争の中での台湾危機を強調）

２０２１（令和３）４・１６菅・バイデン日米首脳会談「日米共同声明」

「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調，両岸関係の平和的解決を促す」

中山防衛副大臣：衆院外務委員会「台湾海峡で米中が軍事衝突した場合には新安保法制に基づく対応を検討」（存立危機事態，武器防護など）と発言

→新田原基地，宮崎県周辺も中国産制の前線。

控訴理由　（その他）

違憲立法審査権を行使すべき裁判所の義務と責任

裁判官の戦争責任と戦後の司法のあり方の変遷

日本の裁判官の現代的使命へ（米の戦争は自衛ではなく外交手段：日本人だけでない世界に影響）

（＊今の最高裁をどう見るか？）